

○国立大学法人お茶の水女子大学教育・研究成果コレクション取扱要項

平成19年3月22日

制定

改正 平成19年3月27日

平成26年7月29日

(目的)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、本学の教育・研究活動において作成された成果（以下「教育・研究成果」という。）を収集し、国立大学法人お茶の水女子大学教育・研究成果コレクション（英文名称「TeaPot : Ochanomizu University Web Library—Institutional Repository」。以下「コレクション」という。）に恒久的に蓄積・保存し、学内外に発信・提供することにより、教育・研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(他の法令等との関係)

第2条 コレクションの取扱いに関しては、国立大学法人お茶の水女子大学職務説明規則及びその他の法令に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(推進委員会)

第3条 コレクションの公正かつ円滑な構築・運用を図るため、国立大学法人お茶の水女子大学学術情報リポジトリ推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(登録者)

第4条 コレクションに教育・研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員（退職者を含む。）
- (2) 本学の大学院に在学し、又は在学したことのある者
- (3) その他推進委員会が特に認めた者

(登録対象)

第5条 コレクションに登録できる対象は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 学術的な教育・研究の成果
- (2) 登録者が作成した、又は作成に関与した教育・研究成果
- (3) 電子的フォーマットで作成されているもの

(4) ネットワークを通じて配信できるもの

(登録手続)

第6条 登録者は、自らが作成した又は作成に関与した教育・研究成果をコレクションに登録することができる。ただし、登録者は、この登録の代行を、所定の手続により図書・情報課に依頼することができる。

(教育・研究成果の利用)

第7条 本学は、コレクションに登録された教育・研究成果を次に掲げるとおり利用する。

- (1) 当該教育・研究成果を複製し、コレクションを構築するサーバに格納する。
- (2) 前号でサーバに格納した教育・研究成果をネットワークを通じて不特定多数に無料で公開（送信）する。
- (3) 利用可能性の維持のために必要な複製・媒体変換を行う。
- (4) 学内で公開されているデータベースと相互の連携を図るために、教育・研究成果のメタデータ及びリンク情報を提供する。

(教育・研究成果の利用許諾)

第8条 教育・研究成果の利用許諾については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育・研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者は、第7条に掲げた利用方法で教育・研究成果を利用することを本学に対し無償で許諾する。
- (2) 教育・研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、第7条に掲げた利用方法で教育・研究成果を利用することを、他の著作権者から同意を得た上で、本学に対し無償で許諾する。
- (3) 教育・研究成果の著作権が登録者以外に帰属している場合、登録者は、第7条に掲げた利用方法で教育・研究成果を利用することを、著作権者から同意を得た上で、本学に対し無償で許諾する。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

(教育・研究成果の著作権)

第9条 教育・研究成果の著作権は、コレクションに登録された後も、著作権者の元に留保される。

(登録された教育・研究成果の削除)

第10条 コレクションに登録された教育・研究成果は、次の各号のいずれかに該当する場合には、削除するものとする。

- (1) 登録者が、理由を付して登録された教育・研究成果の削除の申請を行い、それを推進委員会が承認した場合
- (2) 登録された教育・研究成果が公序良俗に反し、若しくは盗用・剽窃によることが判明し、又は内容が学術的観点からみて著しく不適切であると推進委員会が判断した場合
- (3) 国立大学法人お茶の水女子大学研究者行動規範及び国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理指針に違反し、推進委員会が削除を決定した場合
(教育・研究成果の改訂の登録)

第11条 登録者は、既に登録された教育・研究成果の改訂された新しい版を登録することができる。この場合、前条の規定にかかわらず、旧版は登録者の判断で削除することができる。

(登録者の責任)

第12条 登録された教育・研究成果の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、コレクションに関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月29日）

この要項は、平成26年8月1日から施行する。